

令和 8 年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等 業務委託企画提案募集要項

1 目的

温泉や溪谷を核とした養老溪谷エリアの持続的な観光地域づくりを推進するため、令和 9 年度に策定を目指すマスタープランの策定に向けた調査・分析を行うとともに、「養老溪谷のみらいを描く戦略協議会」の効果的な運営等を行うことを目的として、業務委託により「令和 8 年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務」を実施することとし、委託先候補を選定するため、下記により企画提案を募集する。

2 募集対象業務

(1) 業務名

令和 8 年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約金額

委託料の上限は、消費税及び地方消費税込みで 29,969,280 円とし、本企画提案に係る費用については、すべてこれに含むものとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。募集開始の日時点で資格を有しない場合、企画提案書の提出期限までに取得すること。
- (3) 募集開始の日から審査完了までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は同条第 6 号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 選考委員会の委員に該当しないこと。
- (8) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の団体でないこと。

4 応募方法（企画提案書の提出）等

（１）応募説明会の開催

応募を検討している団体・法人を対象として、次の日程で業務内容等の説明会を開催する。なお、説明会に出席しない場合でも本企画提案募集に応募できるものとするが、応募を予定する団体等は原則として出席すること。

- ・開催日時：令和８年９月１日（火）１１時から
- ・開催場所：Zoom を利用したオンライン説明会
- ・申込方法：令和８年８月３１日（月）１７時までに、別紙２「説明会申込書」により、「９ 問合せ先及び応募先」のアドレス宛て電子メールで申し込むこと。

（２）質問の受付・回答

応募に関する質問は、「９ 問合せ先及び応募先」まで、電子メールにて行うこと。

- ・件名：令和８年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務について（質問）
- ・記載事項：団体・法人名、担当部署・担当者名、連絡先（メールアドレス・電話）
- ・締 切：令和８年９月７日（月）１７時まで
- ・回 答：企画提案書提出意向調書の提出があった者に対し、電子メールにより回答する。

（３）企画提案書提出意向調書の提出

企画提案書を提出する意向がある者は、以下により、別紙１「令和８年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務委託企画提案書提出意向調書」を提出すること。

- ・提出方法：「９ 問合せ先及び応募先」まで電子メールにより提出
- ・件 名：令和８年度養老溪谷温泉郷の観光地域づくりに関する調査等業務企画提案書提出意向について
- ・提出期限：令和８年９月９日（水）１７時

（４）企画提案書の提出

ア 受付期間

令和８年９月１５日（火）１７時まで（必着）

イ 提出方法

応募先へ電子メールでデータを提出すること。

※データ容量が７MBを超えるメールは受信できないので、７MBを超える場合は、１ファイルのサイズが７MB以下となるよう分割してからメール送信すること。また、送信後は受信確認のための電話を入れること。

ウ 提出データ形式

P D F ファイル

エ 応募提出書類

- ①企画提案書（別紙３・様式第１号）
- ②企画提案に関する調書（別紙３・様式第２号）
- ③業務に要する経費見積書（別紙３・様式第３号）
- ④提案者に関する調書（別紙３・様式第４号）
- ⑤法人の定款又はこれに準ずる書類

５ 選考について

（１）選考方法

選考委員会において、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（１提案者につきプレゼンテーション１５分、ヒアリング１５分の計３０分程度）を実施し、最高点を獲得した１団体を委託先候補に選定する。

実施時期は、令和８年９月下旬を予定している。詳細については、応募者に別途連絡する。

（２）事前審査

プレゼンテーション・ヒアリングを実施する場合で、応募者が５者を超えたときは、あらかじめ事務局（観光政策課）が書面審査を行い、選考委員会の審査対象となる団体等を５者選定する。

（３）審査基準

審査に当たっては、次の審査基準により総合的に評価し、選考する。なお、仕様書記載事項に対応していない場合は、減点又は失格とする。

項 目	審査基準
業務内容の理解	事業の趣旨を十分に理解した提案内容となっているか。
類似業務の経験	類似業務の受託実績があるか。その内容は評価できるか。
業務遂行能力	業務実施スケジュールは、仕様書及び提案内容の実行が可能なスケジュールとなっているか。 業務の実施体制は、仕様書及び提案内容を効果的に実施できる体制となっているか。
事業効果（１）	仕様書４（１）「マスタープランの策定にかかる調査・分析」の①「観光資源の棚卸しのための現地調査」にかかる具体的な調査・評価方法及び提出可能な成果品等に係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
事業効果（２）	仕様書４（１）「マスタープランの策定にかかる調査・分析」の②「来訪者の属性・行動等に関する現地調査」の具体的な調査方法及び提出可能な成果品等に係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
事業効果（３）	仕様書４（１）「マスタープランの策定にかかる調査・分析」の③「関連する行政計画等の整理」の具体的な実施方法及び提出可

	能な成果品等に係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
事業効果（４）	仕様書４（１）「マスタープランの策定にかかる調査・分析」の④「地域事業者等に対する調査」の具体的な調査方法、調査項目等に係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
事業効果（５）	仕様書４（２）「協議会等の運営補助」において、ファシリテータ・進行役の業務経験内容に係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
事業効果（６）	仕様書４（３）「協議会活動の情報発信」において、具体的な手法や内容、使用を予定するウェブサービスに係る提案は、本業務の目的を達成し、成果が期待できる内容となっているか。
経費の合理性	所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているか。また、費用に対する効果が期待できる内容か。

（４） 審査結果

審査結果は、応募者全員に通知する。

（５） 契約について

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

6 契約

（１） 契約時期

令和８年１０月上旬を予定

（２） 契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

（３） 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

イ 契約にあたっては、千葉県財務規則第９９条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めること。なお、規則第９９条第２項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する場合がある。

ウ 業務は、本県と十分協議を行いながら遂行するものとし、本県から指示があった場合には、その指示に従い業務を進めるとともに、本県は契約期間中いつでもその進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

エ 業務委託料の支払いについては、原則として精算払いとする。

オ 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
カ 本契約により製作された製作物の著作権は千葉県に帰属する。

7 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格が無い者が提案したとき。
- (2) 所定の日時までに定められた方法により企画提案書を提出しないとき。
- (3) 本企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 本企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 本企画提案募集に対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名若しくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 選考委員会を欠席したとき。
- (9) 提案書の内容に虚偽の記載が判明した場合等、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

8 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- (2) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (6) 選考後に企画提案書に虚偽の記載が確認された場合には、採用を取りやめる場合がある。
- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 問合せ先及び応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光政策課観光地域づくり推進室

電 話：043-223-3492

メール：kanko-o@mz.pref.chiba.lg.jp